

# 市役所土・日窓口一部閉庁のお知らせ

市役所東庁舎で閉庁していましたが福祉健康部と子ども家庭部の土・日窓口は、7月から閉庁しています。

## 土・日窓口を閉庁した課

■福祉健康部：社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉介護課

■子ども家庭部：子育て支援課、児童青少年課、保育課

※各種手続きで市民の皆さんの利用が多い時期は、土・日窓口を臨時に開庁します。臨時開庁の日時や取扱業務については、事前に広報はむらや市ホームページなどでお知らせします。詳しくは、各担当課へ問い合わせてください。

## 土・日窓口を開庁している課

■市民課

住民異動届の受付や住民票などの各種証明書の交付など

■課税課

市・都民税の申告や証明書交付、固定資産課税台帳の閲覧など

■納税課

収納窓口事務、各種納税証明書の交付、納付書の発行など

■保険年金課

国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金の加入手続や各種療養費の申請受付など

■会計課

市税や上下水道料金、保育料などの納付（納入通知書がないと取扱いできません）

■教育総務課（土・日曜日のみ市役所1階会計課で開設）

転入学届、入学願書受付、就学援助費受給申請など

■開庁時間

□午前8時30分～正午（受付は午前11時45分まで）

□午後1時～5時15分（受付は午後5時まで）

□土・日曜日が祝日と重なった場合も開庁します。

■閉庁日

□土・日曜日以外の祝日、12月29日～1月3日

問合せ 企画課企画担当

# 平和の企画展

第二次世界大戦が終結してから66年が経ち、戦争の悲惨さを若い世代に語り継いでいく機会が減少しています。過去の戦争体験を風化させることなく、戦争を知らない世代に平和の大切さを伝え、悲惨な戦争を二度と繰り返さないため、平和の企画展を行います。写真パネル、戦争資料、図書資料の展示などを行います。

日時 8月5日(金)～14日(日)午前9時～午後5時

# 成人式スタッフ募集

今年度、新しく成人となる方（平成3年4月2日から平成4年4月1日生まれ）で平成24年1月に行う成人式に出席する方から、スタッフを募集します。成人式の企画、当日の司会や受付などの運営の手伝いを行います。仲間同士で参加して、成人式を盛り上げましょう。

申込み・問合せ 8月19日(金)までに、電話または直接生涯学習課生涯学習係へ

会場 ゆとりろぎ1階展示室  
※直接会場へお越しください。

黙とうにご協力をお願いします

8月15日は終戦記念日です。第二次世界大戦により尊い生命を失われたすべての方に追悼の意を表し、広島・長崎における原爆死没者のご冥福、そして世界の恒久平和を願って、8月15日(月)の正午から1分間の黙とうを行います。正午の時報に合わせ、黙とうのご協力をお願いします。

問合せ 企画課企画担当



▲前回のスタッフの皆さん

# 8月10日は道の日

## みんなが道路を快適に利用できるように ルールを守りましょう

- 自転車で歩道を走るときは、スピードを出し過ぎず、歩行者に注意する
- のぼり旗、立て看板、置き看板、商品などを道路上に置かない
- 自転車・バイクなどを道路上に放置しない
- 車乗入れ用のブロックを道路上に置かない
- 側溝にゴミや油などを捨てない
- 交通の支障となる樹木の枝などを道路にはみ出させない

### 道路に日よけ、看板、工事用施設などを設けるときは許可が必要です

道路に日よけ、看板、工事用施設（足場）を設けるなど、道路を連続して使用するときは、道路法による「占用許可」と「占用料の納付」が必要です。

また、広告などを設置する場合は、東京都屋外広告物条例により、許可申請が必要となる場合があります。

※道路に置いた物品や看板、道路に出ている樹木の枝などが原因で事故が発生した場合、責任を問われることがあります。

### 問合せ

- 道路占用 市道：土木課道路管理係、都道：西多摩建設事務所管理課 ☎ 0428-22-2517、国道：相武国道事務所管理第一課 ☎ 042-643-2007
- 屋外広告物 土木課道路管理係、多摩建築指導事務所管理課 ☎ 042-548-2029

## 児童扶養手当の申請

ひとり親家庭に対する自立を支援するため、児童扶養手当が支給されます。児童扶養手当を受給するためには申請が必要です。対象となる方は、申請してください。

### 対象となる家庭

次の①から⑤のいずれかに該当する18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童（身体障害者手帳1〜3級、愛の手帳1〜3度の障害児は20歳未満）について、父または母がその児童を監護し、かつ、生計を同じくする場合に手当が支給されます。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父か母が死亡した児童
- ③ 父か母が一定程度の障害の状態にある児童
- ④ 父か母の生死が明らかでない児童
- ⑤ その他（父か母が1年以上扶養義務を怠った状態にある児童、父か母が1年以上拘禁されている児童など）

※父か母が事実婚状態にある場合は支給対象外となります。

### 手当額（月額）

- 児童1人の場合 全部支給4万1550円、一部支給9810円〜4万1540円
- 児童2人以上の加算額 2人目5000円、3人目以降1人につき3000円

※手当は、監護・養育する児童数、受給資格者の所得額に応じて全部支給、一部支給、全部停止（支給なし）が決まります。